

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人奈良市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき役員報酬を定めるものとする。

(役員報酬の定義)

第2条 役員報酬とは、本会役員業務執行による対価として支払う金銭をいう。

(報酬の支給範囲)

第3条 報酬は、会長の命を受け法人の業務を処理する役員（以下「当該役員」という。）にのみ支給する。

- 2 当該役員が、行政機関の職員である場合は報酬を支給しない。
- 3 当該役員が、本会職員の身分を兼ねた場合においては、本会職員としての給与を支給し、報酬を支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 報酬額については、執務時間、業務内容等を考慮して、月額125,000円の範囲内で会長がこれを決定する。

- 2 報酬は、交通費を含み月額とする。

(報酬の支給)

第5条 報酬は、当該役員が業務執行した日の属する月の末日までに支給する。

- 2 当該役員が、月の中途において就任又は退任、任期満了若しくは死亡した場合は、就任した日の属する月から退任等した日の属する月まで報酬を支給する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年9月11日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。